

## 西郷村新幹線通勤費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村への定住促進を図るため、本村へ転入し、新幹線を利用して通勤する者に対し、予算の範囲内において西郷村新幹線通勤費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号、以下「規則」という。）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度の前年の4月1日（以下「基準日」という。）以降に他の市区町村（白河市及び西白河郡の町村を除く。）から本村に転入し、本村の住民基本台帳に記録された者
- (2) 転入の日において40歳以下である者又は中学生以下の子どもと共に本村に転入した者
- (3) 本村に転入した日の前日から起算して過去1年間、本村の住民基本台帳に記録されたことのない者
- (4) 新幹線定期券または新幹線乗車券（以下「新幹線定期券等」という。）を購入し、新白河駅から東北新幹線に乗車し仙台駅、大宮駅、上野駅又は東京駅で下車し通勤をする者
- (5) 村民税等に滞納がない者

(補助金の対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる新幹線定期券等は、前条に規定する交付対象者に該当するに至った日以後に通用期間が始まるものとする。

- 2 補助金の交付を受けることができる期間（以下「補助期間」という。）は、初回の申請から起算して最大36箇月間とする。
- 3 補助期間内に本村の住民基本台帳に登録されていない期間があるときは、その期間を補助期間から除く。
- 4 新幹線定期券等の通用期間の最終日が申請月の属する年度を超える場合、補助対象とするのは3月31日分までとし、以降の期間における補助金は翌年度において申請するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、新幹線定期券の場合は、1箇月あたりの額から、本村以外の者から支給される通勤手当（当該新幹線定期券に係るものに限る。）その他これに準ずるものの1箇月あたりの額を差し引いた額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に月数を乗じて得た額とする。

- 2 新幹線乗車券の場合は、1箇月あたりの額から本村以外の者から支給される通勤手当（当該新幹線乗車券に係るものに限る。）その他これに準ずるものの1か月あたりの額を差し引いた額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前2項の補助金の額の上限は、別表のとおりとする。

(事前相談)

第5条 当該年度に補助金の交付申請を行う予定の者は、その年度の12月28日までに西郷村新幹線通勤費補助金事前相談票（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の事前相談票の提出があった場合、村長は、西郷村新幹線通勤費補助金事前相談受理書（様式第2号）を事前相談者へ交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 前条の事前相談を行い、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西郷村新幹線通勤補助金交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、その年度の3月20日までに村長に申請しなければならない。

（1） 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第4号）

（2） 住宅の取得を証する書類（請負契約、売買契約、登記事項証明書等）の写し（該当者のみ）

（3） 補助申請に係る全ての新幹線定期券の写し又は購入した新幹線定期券の区間、有効期間、金額、経由等が分かる書類。新幹線乗車券の場合は、その写し又は購入した新幹線乗車券の金額等が分かる書類

（4） その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、西郷村新幹線通勤費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告等の併合）

第8条 第6条の交付申請書は、規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知を併合するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに西郷村新幹線通勤補助金請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表（第4条関係）

|     | 要件   | 上限額<br>(1月あたり) |
|-----|--|----------------|
| 基準額 | 転入日において、交付申請者の年齢が40歳以下である場合、<br>又は、共に転入し同居する子どもが中学生以下である場合 | 1万円            |
| 加算額 | 基準日以降に、交付申請者が取得した住宅に居住する場合<br>(建築中等の居住予定も含む)。              | 1万円            |